皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の早期法制化を求める意見書

皇室は、我が国の歴史と伝統に支えられ、日本国憲法において日本国及び日本国民統合の象徴と位置付けられている。皇位の安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

このため政府は、令和４年１月、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する報告書を国会に提出し、同報告書において、①皇族数の早急な確保、②悠仁親王殿下までの皇位継承の流れの維持、③皇位継承制度の根幹については国民的議論を継続することが示されている。

国会では令和６年５月以降、各党・各会派による協議が行われ、本年６月10日、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」案と「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案について、いずれも了とする「立法府の総意」をとりまとめ、内閣総理大臣に提出されたところである。

皇族数の確保と男系による皇位継承の維持は、国家の連続性と安定に関わる極めて重要な課題であることから、当議会は、国会及び政府に対し、皇室典範の改正を早期に実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２９日

鳥　取　県　議　会

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
内　閣　官　房　長　官
様